

第4章

自殺対策の取組

第4章 自殺対策の取組

1 基本施策

基本施策は、すべての自治体で共通して取り組むとされている自殺対策の根幹的な施策です。

(1) 基本施策1 生きることの促進要因への支援

① こころの健康づくり

いきいきとした生活を送るためには、こころの健康づくりが大切です。また、自殺のリスクを低下させるために、「生きることの促進要因」を増やすための取組も重要です。子どもの頃から命の大切さを学び自己肯定感を高めることが、生涯にわたるこころの健康づくりの基礎となります。

② 居場所・生きがいづくり

地域、職場、学校等において、孤立することなく、社会とのつながりや役割を持ち、支え合いながら自分らしく暮らせるよう、居場所づくりを推進します。また、生涯にわたり生きがいを持てるよう支援します。

③ 市民への啓発と周知

講演会や出前講座等において、こころの健康や自殺予防に対する正しい知識の普及啓発を行います。また、自殺予防週間及び自殺対策強化月間では、関係機関・団体と連携し、リーフレットや自殺対策グッズを用い、こころの健康や相談窓口を市民に周知します。

④ 相談体制と支援策の充実

あらゆる人を対象とした相談体制と支援策の充実を図り、「生きることの阻害要因」を減らすことができるよう取り組みます。また、自殺未遂者や遺された人への支援にも取り組みます。

(2) 基本施策2 気づき・つながり・見守る人材の育成

自殺の問題やこころの健康問題に関心を持ち理解を深めるとともに、悩んでいる人の存在に気づき、思い寄り添い、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぐ役割を担う「ゲートキーパー」の人材育成が必要です。

- ① 専門職向けゲートキーパーの養成の実施
- ② 市民向けゲートキーパーの養成の実施

(3) 基本施策3 関係機関・団体との連携の強化

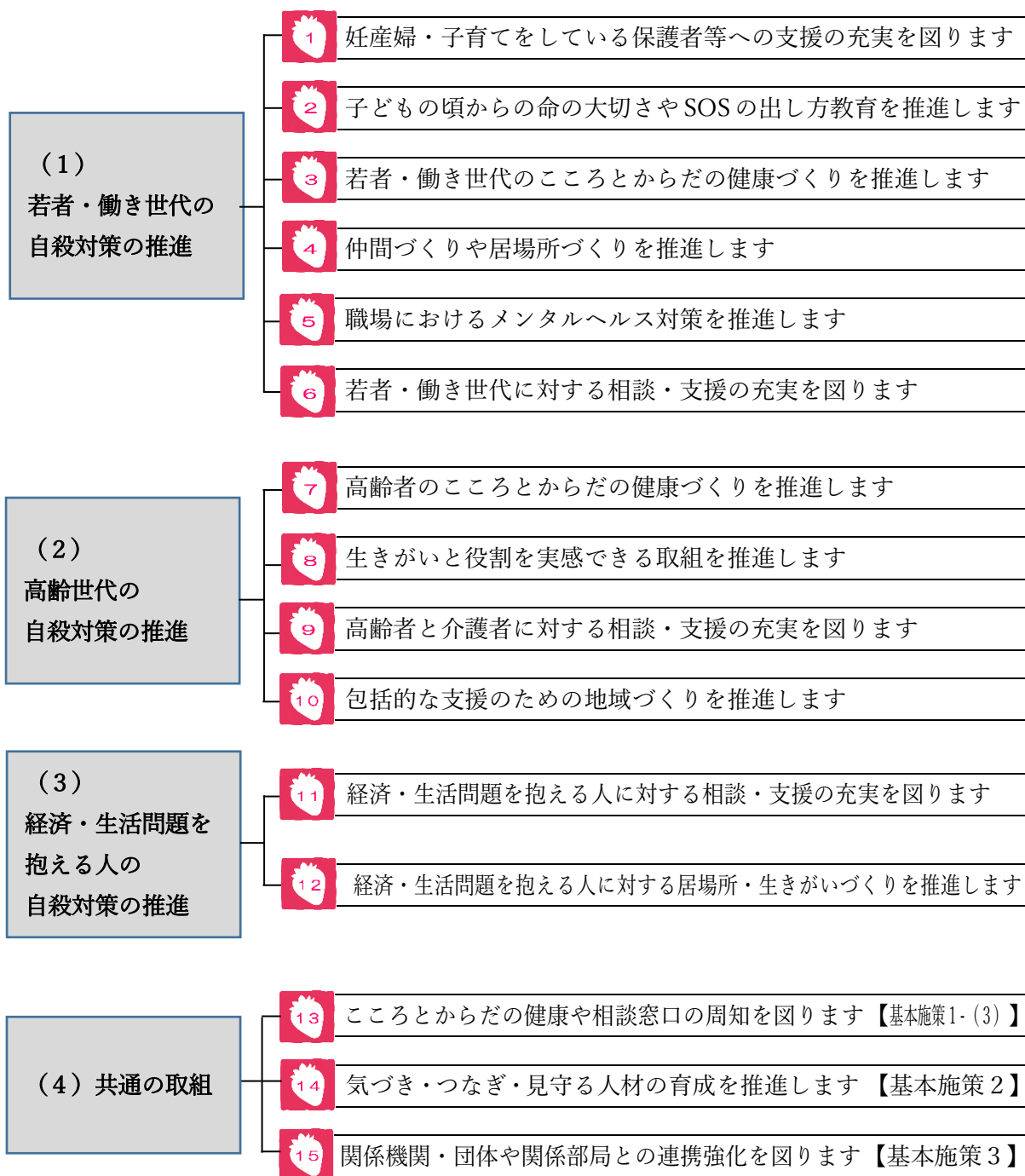
自殺は、様々な要因が連鎖する中で起きていることから、保健・医療・福祉・教育・労働等の幅広い分野における関係機関・団体や行政、公的機関、市民等との効果的な連携・協働により官民一体となって自殺対策に取り組みます。また、庁内の各窓口において各種相談を実施し、必要に応じて他の部局と連携を図ります。

2 重点施策

重点施策は、本市における自殺の実態を踏まえた上で取り組むべき施策です。

【重点施策】

【取組】



(1) 若者・働き世代の自殺対策の推進

指標

	平成30年度 実績	令和6年度 目標値
産後1ヶ月健診でのエジンバラ産後うつ病質問票 ^(※2) の高得点者の割合の減少	8.3%	7%以下

	平成30年度 実績	令和2～6年度 目標値
思春期健康教育を5年間で市内の小中学校全校で実施	小学校7校 中学校4校	市内の全小中学校に実施 (小学校24校・中学校10校)

	平成30年 結果	令和5年 目標値
相談しない人の割合の減少 (20-30代)	23.9%	22.0%以下

出典：第3期健康増進計画「健康かぬま21」アンケート



妊産婦・子育てをしている保護者等への支援の充実を図ります

妊娠・出産・育児の時期にあたる人が多い若者・働き世代の人が、安心して子どもを産み育てることができるような、妊娠期から子育て期の切れ目のないサポートを行います。

事業・取組	内容	担当課等
いちごっこかぬま	妊娠期から子育て期の不安を受け止め、切れ目ない支援を実施します。エジンバラ産後うつ病質問票を用いて産後うつ病の早期発見・早期支援を行い、必要時、医療機関と連携を図ります。	健康課
こんにちは赤ちゃん訪問	生後4か月までの赤ちゃんと産婦さんの全戸訪問により、産後の気持ちの落ち込みや育児不安に早期に対応します。	健康課
いちごっこ Room	産後の不安等が強い産婦さんを対象に、集団の場で保健師や助産師による専門的なサポートを行います。	健康課

※2 エジンバラ産後うつ病質問票：産後うつ病のスクリーニングを目的とした自己評価表で、30点中9点以上で産後うつ病の可能性が高いとされています。

事業・取組	内容	担当課等
産後ケア事業	産後の育児不安、産後の体調回復のために、産科医療機関や助産所への宿泊・通所による支援を行います。	健康課
子育て応援隊	小さく生まれた赤ちゃんや多胎児を対象に孤立予防を目的に助産師会と共に集団活動を行います。	健康課
養育支援訪問	特定妊婦や要支援妊婦等、経済的不安や支援者がいない等のハイリスク者へ、専門的な支援や家事支援等の訪問を行います。	健康課 こども総合サポートセンター
地域子育て支援センター (子育てサロン) つどいの広場事業 (ゆーとりん)	子育てに関する情報交換や相談が気軽にできる場として、親の負担軽減を図り、安心して子育てができる環境作りを支援します。	保育課
保育園・幼稚園 認定こども園 小規模保育事業施設	各園を利用している保護者が子育てに悩んでいる状況等があった時には、適切な相談機関等を紹介し、連携を図ります。	保育課 各園
一時預かり事業	保護者の病気、出産、看護または冠婚葬祭、育児のリフレッシュ等の理由でお子さんを家庭でみるできない時、一時的に保育園で預かります。	保育課 各園



子どもの頃からの命の大切さやSOSの出し方教育を推進します

子どもの頃から命の大切さを学び自己肯定感を高めることは、生涯にわたるこころの健康づくりの基礎となるため、思春期健康教育の充実を図ります。また、困難やストレスに直面したときの対処方法を身につけられるための教育やいじめ・不登校への対応を関係機関と連携して推進します。

事業・取組	内容	担当課等
思春期健康教育	小中学生を対象に命の大切さや自己肯定感を養うための授業およびSOSの出し方教育などを行います。	健康課 子育て支援課
いじめ防止対策	いじめを受けている児童生徒の早期発見と対応を行うだけでなく、いじめを受けた児童生徒が周囲に助けを求められるようSOSの出し方の教育を行います。	学校教育課
いじめ・不登校に関する調査	全ての学校において、楽しい学校生活を送るためのアンケートを実施します。いじめ等の可能性や集団内における人間関係等を把握し、個や集団への支援を行います。	学校教育課
スクールカウンセラー	児童生徒及びその保護者の相談に応じるスクールカウンセラーと関係機関との連携した支援を行います。	学校教育課

事業・取組	内容	担当課等
電話相談やネット相談の案内カード配布	児童生徒が、様々な困難やストレスに直面した際に一人で抱え込むことなく相談できるよう、電話相談やネット相談の周知啓発を行います。	健康課 鹿沼市小中学校長会 市内県立高等学校長会
子どもの人権SOSミニレターの協力	子どもをめぐる人権問題の早期発見・早期解決を目的に、法務省から「子どもの人権SOSミニレター」が小中学校宛に直送されます。その事業の内容を、人権擁護委員が各学校で説明します。	人権推進課



若者・働き世代のこころとからだの健康づくりを推進します

いきいきとした生活を送るためには、若い頃からのこころとからだの健康づくりが大切です。若者・働き世代のこころとからだの健康管理に取り組みます。

事業・取組	内容	担当課等
各種健診の事後指導時における普及啓発	乳幼児健診や40歳未満健診等の事後指導時に相談窓口のチラシや自殺予防のパンフレット等を配布し普及啓発を行います。	健康課
こころといのちの講演会	こころの健康や自殺予防に対する正しい知識の普及啓発を行います。	健康課
まちの保健室	がん検診や地区事業等に合わせ、各地区に保健師が出向き、こころとからだの健康についての相談に応じます。	健康課
出前講座	地域に出向き、こころとからだの健康について健康教育を行います。	健康課



仲間づくりや居場所づくりを推進します

妊娠・出産・育児の時期にあたる人が多い若者・働き世代の人が、孤独や孤立状態で「孤育て」になる事がないよう支援します。また、子ども・若者が社会とのつながりを持ち交流が図れるよう推進します。

事業・取組	内容	担当課等
再掲 いちごっこ Room	産後の不安等が強い産婦さんを対象に、集団の場で保健師や助産師による専門的なサポートを行います。	健康課

事業・取組		内容	担当課等
再掲	子育て応援隊	小さく生まれた赤ちゃんや多胎児を対象に孤立予防を目的に助産師会と共に集団活動を行います。	健康課
再掲	地域子育て支援センター (子育てサロン) つどいの広場事業 (ゆーとりん)	子育てに関する情報交換や相談が気軽にできる場として、親の負担軽減を図り、安心して子育てができる環境作りを支援します。	保育課
再掲	保育園・幼稚園 認定こども園 小規模保育事業施設	各園を利用している保護者が子育てに悩んでいる状況等があった時には、適切な相談機関等を紹介し、連携を図ります。	保育課 各園
再掲	一時預かり事業	保護者の病気、出産、看護または冠婚葬祭、育児のリフレッシュ等の理由でお子さんを家庭でみるができない時、一時的に保育園で預かります。	保育課
	子育て支援 短期入所事業	保護者の疾病や経済面等の理由により、家庭で児童を養育することが一時的に困難になった場合、児童養護施設でお子さんを短期間預かります。	こども総合 サポートセンター
	子ども食堂への支援	バランスの良い食事を提供し、子どもの社会的孤立解消や親子の居場所づくりを行う子ども食堂を支援します。	こども総合 サポートセンター
	放課後児童 健全育成事業	保護者が仕事等により昼間家庭にいない小学生へ、授業の終了後に小学校の余裕教室や児童館等を利用して、適切な遊び及び生活の場を提供します。	子育て支援課
	青少年の自立支援	ボランティア活動を通して、地域とのふれあいや異年齢との交流を行い、健全な青少年の育成を図ります。	生涯学習課
	生涯活躍のまち鹿沼 推進事業	かぬま生涯学習大学の運営や中高年や男性向けの講座を開催するなど、すべての市民が生涯にわたって学びを継続し生きがいを持てるよう支援します。	生涯学習課
	子どもの学習支援	経済的理由で学習塾に通えない児童生徒を対象に、無料の校外学習教室を開催します。	NPO 法人 CCV



職場におけるメンタルヘルス対策を推進します

長時間労働やハラスメント等の様々な勤務問題に対し、相談の実施や福利厚生の実施に取組みます。

事業・取組	内容	担当課等
企業訪問	通年で実施している企業訪問の機会等を通じ、ワークライフバランスや働き方改革に関する情報の周知を行うとともに、経営者や従業員について問題等の相談があった場合に関係機関へつなぎます。	産業振興課
勤労者の福祉環境の整備支援（勤労者福祉共済会の支援）	（公財）鹿沼市勤労者福祉共済会の支援をすることで、中小企業勤労者の福利厚生の実施を図ります。	産業振興課
働く人のメンタルヘルス相談	産業カウンセラーが、職場の人間関係等のストレスやこころやからだの不調を抱えている方の相談に応じます。	宇都宮労政事務所



若者・働き世代に対する相談・支援の実施を図ります

若者・働き世代の人が、様々な困難やストレスに直面した際に一人で抱え込むことなく相談できるよう、様々な相談窓口の実施を図ります。また、関係機関や団体と連携しながら相談・支援の実施に努めます。

事業・取組	内容	担当課等
再掲 まちの保健室	がん検診や地区事業等に合わせ、各地区に保健師が出向き、こころとからだの健康についての相談に応じます。	健康課
栃木県断酒ホトトギス会	お酒による悩みについての相談に応じます。	栃木県断酒会
民生委員児童委員による相談	生活や福祉全般に関する困りごとに関し、地域の民生委員児童委員が身近な立場で相談を受けます。相談の内容に応じて適切な機関へつなぐ等、行政や専門機関とのパイプ役となります。	厚生課
障がい児・者の相談支援	児童から大人までの障がい者手帳の取得やきめ細かな障がい福祉サービスを提供するために、市や障がい者相談支援センターの相談窓口にて相談支援を行います。	障がい福祉課

事業・取組	内容	担当課等
市民生活相談	日常生活での困りごとや心配事の相談に応じます。	生活課
法律相談	弁護士による無料の相談（不動産、相続、金銭貸借等）を行います。	生活課
消費生活相談	商品の購入等に関するトラブルや多重債務問題等の相談に応じます。	生活課
人権相談	人権擁護委員が、日常生活における人権問題の相談に応じます。	人権推進課
女性相談	女性相談員が、女性の離婚やDV（夫・パートナー等からの暴力）被害等の相談に応じます。	人権推進課
児童扶養手当支給・ひとり親家庭医療費助成についての相談	毎年の現況届受付時の面談において、対象者の状態把握に努め、必要に応じて関係機関につなぎます。	子育て支援課
教育相談	学校における集団不適應、いじめ、不登校、また発達遅れや就学に関する相談や支援を行います。	総合教育研究所 教育相談室
就学相談	就学等に関する相談を行い、安心して就学を迎えられるよう支援します。	こども総合 サポートセンター
家庭こども相談	家庭相談員による適切な児童養育・児童福祉のための相談・支援を行います。	こども総合 サポートセンター
ひとり親家庭福祉対策	ひとり親家庭の生活の安定・経済的自立を図るため、母子・父子自立支援員兼婦人相談員による相談業務や就労支援を行います。	こども総合 サポートセンター
青少年相談	思春期における若者の悩みごと相談（ひきこもり、ニート、不登校、対人関係等）を行います。	こども総合 サポートセンター
住宅総合相談	耐震相談やリフォーム相談、高齢者向け住宅情報、市営・県営住宅等の情報、国県市等が行う住宅関係補助事業等の情報提供や相談窓口の紹介を行います。	建築課

(2) 高齢世代の自殺対策の推進

指標

	平成30年 結果	令和5年 目標値
相談しない人の割合の減少 (60-70代)	18.4%	17.0%以下

出典：第3期健康増進計画「健康かぬま21」アンケート

	平成30年度 実績	令和2～6年度 目標値
高齢者の生活に係る総合的な相談の件数の増加	6,602件	累計30,500件

出典：鹿沼市高齢福祉課 総合相談・支援 相談件数



高齢者のこころとからだの健康づくりを推進します

高齢者は、心身機能の低下や親しい人との死別、介護の悩み(疲れ)等が、うつ病の引き金となり、孤独や孤立状態に陥りやすいことから、身近な場所での相談や介護・うつ病予防等の健康教育に取り組み、高齢者のこころとからだの健康づくりを推進します。

事業・取組		内容	担当課等
再掲	まちの保健室	がん検診や地区事業等に合わせ、各地区に保健師が出向き、こころとからだの健康についての相談に応じます。	健康課
再掲	出前講座	地域に出向き、こころとからだの健康について健康教育を行います。	健康課
再掲	こころといのちの講演会	こころの健康や自殺予防に対する正しい知識の普及啓発を行います。	健康課
	介護予防教室	地域で行われている介護予防教室等で、うつ病予防について健康教育を行います。 基本チェックリスト(本人の心身状況を確認するツール)で心身機能の低下のおそれのある高齢者を早期に把握し、介護・うつ病予防につなげられるよう、保健師・看護師等が個別訪問をします。	地域包括支援センター



生きがいと役割を実感できる取組を推進します

高齢者が、孤独や孤立状態にならないよう地域での様々な社会参加を通じて、健康で生きがいと役割を実感できる取組を推進します。

事業・取組	内容	担当課等
ほっとホーム	趣味、レクリエーション等様々な活動を通して、仲間とふれ合いながら心身の健康を維持できるよう、生きがい活動援助員が支援します。	高齢福祉課
ほっとサロン	利用者同士の交流を図りながら、趣味、レクリエーション等様々な活動を行います。	高齢福祉課
認知症カフェ	認知症の方やその家族が気軽に出かけられ、また、地域との交流を深める場です。	高齢福祉課



高齢者と介護者に対する相談・支援の充実を図ります

高齢者の心身機能の低下や親しい人との死別、介護の悩み(疲れ)等、様々な相談に対応できるよう相談窓口の充実を図ります。また、健康・医療・介護・生活等に関する様々な関係機関や団体と連携しながら相談・支援の充実を図ります。

事業・取組	内容	担当課等
再掲 まちの保健室	がん検診や地区事業等に合わせ、各地区に保健師が出向き、こころとからだの健康についての相談に応じます。	健康課
再掲 栃木県断酒 ホトトギス会	お酒による悩みについての相談に応じます。	栃木県断酒 ホトトギス会
再掲 民生委員児童委員 による相談	生活や福祉全般に関する困りごとに関し、地域の民生委員児童委員が身近な立場で相談を受けます。相談の内容に応じて適切な機関へつなぐ等、行政や専門機関とのパイプ役となります。	厚生課
再掲 障がい児・者の 相談支援	児童から大人までの障がい者手帳の取得やきめ細かな障がい福祉サービスを提供するために市や障がい者相談支援センターの相談窓口にて相談支援を行います。	障がい福祉課
高齢者の生活に係る 総合的な相談	介護や福祉、医療などに関すること、心配ごとや悩みについて相談を受け、相談内容に応じて適切な機関等と連携し、問題解決に努めます。	地域包括支援 センター

事業・取組		内容	担当課等
介護に関する相談		介護に関する相談や支援を行うことで、本人や家族の負担が軽減できるよう努めます。	介護保険課 高齢福祉課
介護者の会		認知症の方を介護している方と介護経験者が集い、介護の悩み等を相談する会です。	高齢福祉課
権利擁護相談		高齢者虐待の防止や虐待の早期発見等、高齢者等からの権利擁護に関わる相談に応じます。	高齢福祉課
再掲	市民生活相談	日常生活での困りごとや心配事の相談に応じます。	生活課
再掲	法律相談	弁護士による無料の相談（不動産、相続、金銭貸借等）を行います。	生活課
再掲	消費生活相談	商品の購入等に関するトラブルや多重債務問題等の相談に応じます。	生活課
再掲	人権相談	人権擁護委員が、日常生活における人権問題の相談に応じます。	人権推進課
再掲	住宅総合相談	耐震相談やリフォーム相談、高齢者向け住宅情報、市営・県営住宅等の情報、国県市等が行う住宅関係補助事業等の情報提供や相談窓口の紹介を行います。	建築課
高齢者暮らしのお手伝い事業		65歳以上で、要介護等を含む非課税の高齢者世帯に属する人に介護サービスの対象とならない日常生活援助の利用券1か月3時間分を交付します。 ※自己負担があります。	高齢福祉課
「食」の自立支援事業 (配食サービス等)		調理が困難な要介護状態の高齢者に対し、昼食を配食し安否確認を行います。 ※利用者負担400円/食	高齢福祉課
日常生活自立支援事業 (とちぎ権利擁護センター あすてらす・かぬま)		高齢の方や障害のある方の権利と財産を守り、地域で安心して自立した生活を送れるよう、暮らしや福祉に関する様々な相談に応じ、財産保全や金銭管理等のサービスを提供します。	鹿沼市社会福祉協議会



包括的な支援のための地域づくりを推進します

高齢者は、健康上の問題や家庭上の問題、介護の悩み(疲れ)、親しい人との死別等がうつ病の引き金となり、孤独や孤立状態に陥りやすいことから、健康・医療・介護・生活等に関する様々な関係機関や団体などと連携し、地域づくりを推進します。

事業・取組	内容	担当課等
地域包括ケアシステムの構築	高齢者の日常生活の支援体制の充実・強化及び社会参加の推進を一体的に図ります。	高齢福祉課

(3) 経済・生活問題を抱える人の自殺対策の推進

指標

	平成30年 結果	令和5年 目標値
ストレスの原因で「経済問題」と回答する人の割合の減少	13.2%	12.0%以下

出典：第3期健康増進計画「健康かめま21」アンケート

	平成30年度 実績	令和2～6年度 目標値
生活困窮に係る相談の件数の増加	165件	累計1,100件

出典：生活・相談支援センター「のぞみ」生活困窮者自立支援制度に関する支援状況



経済・生活問題を抱える人に対する相談・支援の充実を図ります

経済・生活問題の背景には、無職・失業、多重債務や身体・精神疾患や介護等、複合した課題があります。複合的な課題を抱えているため、様々な相談窓口の充実を図ります。また、関係機関や団体と連携しながら相談・支援の充実に努めます。

事業・取組	内容	担当課等
生活保護に係る相談	生活保護に関する相談に応じます。また、相談内容に応じて、適切な機関等との連携を図ります。 生活保護とは、病気などのやむを得ない理由で収入を得ることができなくなった方（世帯）で、最低限度の生活を維持することができない方に対して一日も早く、自分の力で生活していけるように手助けをする制度。	厚生課
再掲 民生委員児童委員による相談	生活や福祉全般に関する困りごとに関し、地域の民生委員児童委員が身近な立場で相談を受けます。相談の内容に応じて適切な機関へつなぐ等、行政や専門機関とのパイプ役となります。	厚生課
住居確保給付金	失職等の事由により住居を失う恐れのある人に対し、積極的な求職活動を条件に一定額の支給を行います。	鹿沼市社会福祉協議会 生活相談・支援センター「のぞみ」

事業・取組		内容	担当課等
生活困窮に係る相談		生活保護を受給している方以外で、経済的に困り、最低限の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対し、生活困窮に関する相談に応じます。また、相談内容に応じて適切な機関等との連携を図ります。 生活相談・支援センター「のぞみ」とは、「どこに相談すればいいかわからない」「仕事が見つからない」「病気で働けない」「生計が苦しい」「家賃が払えない」「社会にでるのが怖い」等の不安や悩みをひとりで抱え込ませないように、支援員と一緒に考え、自立の手助けをするセンター。	鹿沼市社会福祉協議会 生活相談・支援センター「のぞみ」
フードバンクかぬまによる食料支援		生活困窮世帯の人に対し、一時的に食料支援が必要と判断された場合、無償で食料の支援を行います。	鹿沼市社会福祉協議会
生活福祉資金貸付		低所得世帯や休職中の方等への貸付を行います。	栃木県社会福祉協議会
社会福祉金庫貸付			鹿沼市社会福祉協議会
再掲	障がい児・者の相談支援	児童から大人までの障がい者手帳の取得やきめ細かな障がい福祉サービスを提供するために市や障がい者相談支援センターの相談窓口にて相談支援を行います。	障がい福祉課
納税相談		市税等の滞納者の納税相談等の中で、必要に応じて適切な関係窓口への案内等を行います。	納税課
再掲	市民生活相談	日常生活での困りごとや心配事の相談に応じます。	生活課
再掲	法律相談	弁護士による無料の相談（不動産、相続、金銭貸借等）を行います。	生活課
再掲	消費生活相談	商品の購入等に関するトラブルや多重債務問題等の相談に応じます。	生活課
再掲	人権相談	人権擁護委員が、日常生活における人権問題の相談に応じます。	人権推進課
国民健康保険の特別の事情に関する相談		国民健康保険税に未納があり、病院での自己負担が全額負担になっている加入者について、特別の事情（病気など）がある場合、一時的な短期の保険証交付に関する相談に応じます。	保険年金課

事業・取組		内容	担当課等
国民健康保険・ 後期高額医療高額療養費 (限度額適用申請)		1か月の医療費の自己負担額が規定の自己負担限度額を超えた場合、超過分を高額療養費として支給します。低所得者の場合、申請により限度額までの窓口支払いとなる限度額適用・標準負担額減額認定証を交付します。	保険年金課
国民年金免除制度		低所得者の人など保険料納付が困難な場合、免除の制度を案内し、免除の申請を受付けます。	保険年金課
水道料金納付相談		水道料金の納付相談の中で、生活面等で問題を抱えている場合は必要な窓口等の案内を行います。また、状況に応じ関係機関と連携を図ります。	水道業務課
再掲	住宅総合相談	耐震相談やリフォーム相談、高齢者向け住宅情報、市営・県営住宅等の情報、国県市等が行う住宅関係補助事業等の情報提供や相談窓口の紹介を行います。	建築課
市営住宅管理及び 家賃滞納整理業務		市営住宅入居者や退去滞納者について、家賃や納付方法等を見直すほか、生活面等での困りごとは適切な支援先につなぎます。	建築課
市営住宅の減免制度		収入が著しく低額である時や病気・災害により収入が減少した入居者へ申し出により減免します。	建築課



経済・生活問題を抱える人に対する居場所・生きがいを推進します

経済・生活問題を抱える人に対し、経済的な相談・支援だけでなく、こどもに対する学習支援や地域から孤立させないよう親子の居場所づくり・生きがいを推進します。

事業・取組		内容	担当課等
再掲	子育て支援 短期入所事業	保護者の疾病や経済面等の理由により、家庭で児童を養育することが一時的に困難になった場合、児童養護施設でお子さんを短時間預かります。	こども総合サポートセンター
再掲	子どもの学習支援	経済的理由で学習塾に通えない児童生徒を対象に、無料の校外学習教室を開催します。	NPO 法人 CCV
再掲	子ども食堂への支援	バランスの良い食事を提供し、こどもの社会的孤立解消や親子の居場所づくりを行う子ども食堂を支援します。	こども総合サポートセンター

(4) 共通の取組

指標

	平成30年度 実績	令和2～6年度 目標値
ゲートキーパーの養成	72人	累計1,000人



こころとからだの健康や相談窓口の周知を図ります

こころとからだの健康づくりやストレスの対処法、精神疾患等についての正しい知識の普及に努めます。また、関係機関・団体と連携を図り、相談窓口の周知を図ります。

事業・取組	内容	担当課等
自殺予防週間や自殺対策強化月間に合わせた普及啓発	ホームページ・ケーブルテレビ・広報・庁内ロビー等にて、自殺対策の情報や相談窓口の周知を行います。また、関係機関と連携し、リーフレットや自殺対策啓発グッズを配布します。	健康課
再掲 電話相談やネット相談の案内カード配布	児童生徒が、様々な困難やストレスに直面した際に一人で抱え込むことなく相談できるよう、電話相談やネット相談の周知啓発を行います。	健康課 鹿沼市小中学校長会 市内県立高等学校長会
再掲 各種健診の事後指導時における普及啓発	乳幼児健診や40歳未満健診等の事後指導時に相談窓口のチラシや自殺予防のパンフレット等を配布し普及啓発を行います。	健康課
再掲 こころといのちの講演会	こころの健康や自殺予防に対する正しい知識の普及啓発を行います。	健康課
再掲 思春期健康教育	小中学生を対象に命の大切さや自己肯定感を養うための授業およびSOSの出し方教育などを行います。	健康課 子育て支援課
再掲 出前講座	地域に出向き、こころとからだの健康について健康教育を行います。	健康課

事業・取組		内容	担当課等
再掲	介護予防教室	地域で行われている介護予防教室等で、うつ病予防について健康教育を行います。 基本チェックリスト（本人の心身状況を確認するツール）で心身機能の低下のおそれのある高齢者を早期に把握し、介護・うつ病予防につなげられるよう、保健師・看護師等が個別訪問をします。	地域包括支援センター



気づき・つながり・見守る人材の育成を推進します

関係機関や団体等を中心に本市の自殺の現状と対策についての情報提供や身近な人の変化に気づき、適切な対応を図ることのできる「ゲートキーパー」の役割について啓発し、市民同士の支え合いと見守ることができる体制を推進します。

事業・取組		内容	担当課等
	ゲートキーパーの養成	関係機関や団体等を中心に、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守るゲートキーパー養成の研修会を開催します。	健康課



関係機関・団体や関係部局との連携強化を図ります

自殺は様々な要因が複雑に関係し、その多くが「追い込まれた末の死」であるため、関係団体と連携を図り、市全体で取り組む自殺対策を推進します。

事業・取組		内容	担当課等
	鹿沼市自殺対策連絡協議会	総合的な自殺対策の推進のために、自殺の原因となり得るあらゆる問題に取り組む関係機関・団体と情報共有し、連携を強化していきます。また、自殺未遂者の自殺企図を防ぐため、支援方法について検討します。	保健福祉部 県西健康福祉センター
	自死遺族の会 ひなたぼっこ	自死遺族の会の活動支援を行います。	健康課
再掲	いちごっこかぬま	妊娠期から子育て期の不安を受け止め、切れ目ない支援を実施します。エジンバラ産後うつ病質問票を用いて産後うつ病の早期発見・早期支援を行い、必要時、医療機関と連携を図ります。	健康課

事業・取組		内容	担当課等
再掲	保育園・幼稚園 認定こども園 小規模保育事業施設	各園を利用している保護者が子育てに悩んでいる状況等があった時には、適切な相談機関等を紹介し、連携を図ります。	保育課 各園
再掲	民生委員児童委員 による相談	生活や福祉全般に関する困りごとに関し、地域の民生委員児童委員が身近な立場で相談を受けます。相談の内容に応じて適切な機関へつなぐ等、行政や専門機関とのパイプ役となります。	厚生課
再掲	生活保護に係る相談	生活保護に関する相談に応じます。また、相談内容に応じて、適切な機関等との連携を図ります。 生活保護とは、病気などのやむを得ない理由で収入を得ることができなくなった方（世帯）で、最低限度の生活を維持することができない方に対して一日も早く、自分の力で生活していけるように手助けをする制度。	厚生課
再掲	生活困窮に係る相談	生活保護を受給している方以外で、経済的に困り、最低限の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対し、生活困窮に関する相談に応じます。また、相談内容に応じて適切な機関等との連携を図ります。 生活相談・支援センター「のぞみ」とは、「どこに相談すればいいかわからない」「仕事が見つからない」「病気で働けない」「生計が苦しい」「家賃が払えない」「社会にでるのが怖い」等の不安や悩みをひとりで抱え込ませないように、支援員と一緒に考え、自立の手助けをするセンター。	鹿沼市社会福祉協議会 生活相談・支援センター「のぞみ」